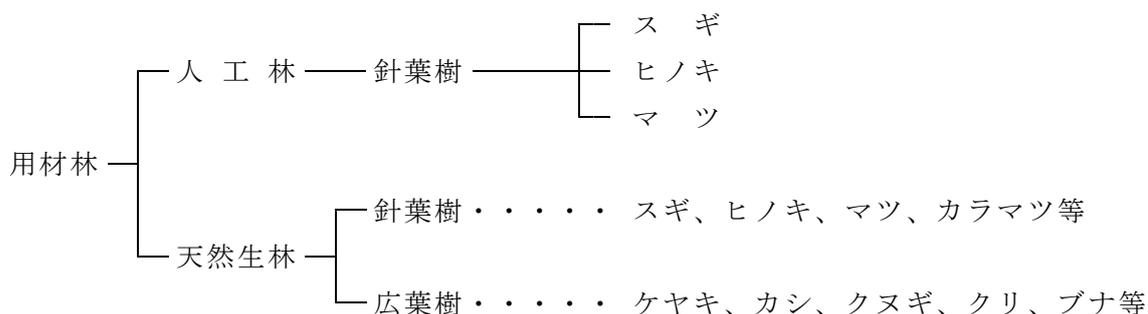


## 用材林補償算定要領

### 1. 定 義

用材林とは、建築・家具等の木材の用に供するものとして予定されている立木の集合体で、燃料用途以外のものをいう。

### 2. 分類及び対象樹種



注) 天然記念物、銘木及び特殊な樹種（キリ等）については、地域の実情を勘案のうえ別途算定するものとする。

### 3. 人工林の取得補償と伐採補償の算定式

#### (1) 取得補償

① 適正に管理されている立木

**【算定式】**

伐期未到達で 市場価格の ない場合	補償額 = 林木費用価 (H k m)
伐期未到達で 市場価格の ある場合	・林家収益が黒字（プラス）の林令帯 補償額 = 林木期望価 (H e m)
	・林家収益が赤字（マイナス）の林令帯 補償額 = 林木費用価に準じて算定した額 ※伐期収入が上限
伐期到達後立木	補償額 = 山元立木価格 (H m)

② 適正な管理が行われていない立木

**【算定式】**

伐期未到達で市場価格のない場合	$\text{補償額} = \text{林木費用価 (H k m)} \times \text{管理程度補正率}$ <p>※市場価格のある立木の山元立木価格の最低金額が上限</p>
伐期未到達で市場価格のある場合	<p>・林家収益が黒字（プラス）の林令帯</p> $\text{補償額} = \text{林木期望価 (H e m)} \times \text{管理程度補正率}$
	<p>・林家収益が赤字（マイナス）の林令帯</p> $\text{補償額} = \text{林木費用価に準じて算定した額} \times \text{管理程度補正率}$ <p>※当該林令における山元立木価格が上限</p>
伐期到達後立木	$\text{補償額} = \text{山元立木価格 (H m)} \times \text{管理程度補正率}$

(2) 伐採補償

**【算定式】**

伐期未到達で市場価格のない場合	$\text{補償額} = \text{林木費用価 (H k m)} + \text{伐採除却費} - \text{発生材価格}$
伐期未到達で市場価格のある場合	$\text{補償額} = \text{林木期望価 (H e m)} - \text{山元立木価格} + \text{38条2項の損失額}$
伐期到達後立木	$\text{補償額} = \text{38条2項の損失額}$

## 4. 算定基準

### (1) 林木費用価 (H k m)

植栽時から伐採時までに投下した育成経費（地価、管理費及び造林費等）の後価合計額から、当該林令までの間に得た収入の後価合計額を控除して求める。

林木費用価 (H k m)

$$= (B+V) \{ (1+r)^m - 1 \} + \{ C (1+r)^m + \dots \} - \{ D a (1+r)^{m-a} + \dots \}$$

B : 地 価 北陸地方各県における固定資産評価格を調査し、その平均額を地価として認定する。

V : 管理費資本 当該山林経営上投下される森林組合費、森林火災保険料、森林見回り費、固定資産税の年間経費の合計額を年利率で除して得た額

$$V = (a + b + c + d) / r$$

a : 森林組合費 北陸地方各県林務主管課の賦課金徴収状況調査による。

b : 森林保険料 北陸地方各県の保険加入実態を勘案のうえ、森林国営保険の標準金額払込保険の10年一括によるものとする。

c : 見 回 費 林地の境界巡視、火災防火、病虫害防除、間伐除伐材の選定等のための林地見回巡視費で農林水産省「育林費結果報告」に基づき年間0.22人（すぎ）、0.19（ひのき）、0.14（まつ）とする。

d : 固定資産税 地価認定額の1.4%とする。

m : 当 該 林 令

C : 造 林 費 当該森林の造林に要する新植費、補植費、下刈、蔓切り、倒木起こし、伐除等の手入費等の経費で、農林水産省「育林費結果報告」に基づき算定した当該年度の金額に物価変動補正率により各年の造林費を算出するものとする。

D a : 間 伐 収 入 m年度以前のa・・・年度に得られた間伐収入。間伐年度は、北陸地方各県林務主管課及び森林組合連合会等で実態を把握して決定する。

r : 年 利 率 損失補償基準の運用方針第58に定める率

注) 物価変動に伴う補正について、地価、管理費資本及び造林費に係る費用を対象に次の算定方法により補正額を算出して費用価の算定を行うものとする。

$$\text{造林費の補正額} = C \times ( P c' / P c \times 0.8 + P i' / P i \times 0.2 )$$

(地価及び管理費資本に係る費用 (B+V) も同様。)

P c : 補償額算定の属する年の全国総合消費者物価指数

P c' : 経費を投下した年の全国総合消費者物価指数

P i : 補償額算定の属する年の投資財指数

P i' : 経費を投下した年の投資財指数

C : 補償額算定の属する年の単価により作成される各林令別造林費

$(B+V) \{ (1+r)^m - 1 \}$  . . . . . 地価及び管理費資本に係る費用の後価合計額  
 $\{ C (1+r)^m + \dots \}$  . . . . . 各年度における造林費の後価合計額  
 $\{ D a (1+r)^{m-a} + \dots \}$  . . . . . 各年度における間伐収入の後価合計額

## (2) 山元立木価格 (Hm)

林令別立木売却価格から林令別伐採搬出事業費を控除して求める。(市場価逆算)

$$\text{山元立木価格 (Hm)} = Mm \times f \times \{ (A - b) - E \}$$

- A : 素材の最寄市場単価 主伐材の素材市場価格については、農林水産省統計情報部発行の「木材需給報告書」木材価格(月別)製材用素材価格を用い、北陸・東北地方の過去5か年のうち、最高、最低金額を除く3年の平均額に材種別、径級別及び長級別の標準的出材割合を勘案して決定する。また、間伐材の素材市場価格についても、同様とする。
- E : 事業費 当該立木を伐採後、その素材を搬出及び運搬して最寄市場において販売するまでの伐採費、造林費、小運搬費及び運搬費等の経費の合計額。北陸地方各県の林務(林務観光)部林務主管課において標準的事業費を調査、勘案して決定する。
- f : 利用率 主伐材及び間伐材の幹材積のうち、木材としての利用可能な率については、関係機関の意見等を勘案し決定する。
- Mm : 材積 当該立木の当該林令(m年)における材積
- b : 市場手数料 市場価格には市場手数料が含まれている場合が多いため、関係機関の意見を勘案し、これを6/100と認定し、市場価格から控除する。

## (3) 伐期収入 (Au)

当該地方の慣行伐期時における立木売却価格から伐採搬出事業費を控除して算定する。(慣行伐期時における山元立木価格である。)

$$\text{伐期収入 (Au)} = Mu \times f \times \{ (A - b) - E \} \text{ (市場価逆算)}$$

Mu : 慣行伐期時の1ha当たりの材積  
その他の算定要素は前述(2)の山元立木価格と同じ。

#### (4) 林木期望価 (H e m)

伐期における当該立木の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額で、具体的には伐期収入 (A u) と現在から伐期までの間伐収入合計額を伐期時における金額に換算した額の合計額から、現在から伐期までの地価及び管理費用の後価合計額を控除した額に前価率を乗じて求める。

$$\text{林木期望価 (H e m)} = \frac{A u + \{D n (1 + r)^{-n} + \dots\} - (B + V) \{ (1 + r)^{-m} - 1 \}}{(1 + r)^{-m}}$$

A u : 伐期収入 前述 (3) 参照

D n : 間伐収入 m年度以後の n ……年度に得られるべき間伐収入

B : 地 価 前述 (1) 参照

V : 管理費資本 前述 (1) 参照

u : 慣行伐期令 国税庁「財産評価基本通達」等を参考とし、すぎ60年、ひのき65年、まつ55年とする。

m : 当該林令

n : 間伐年度

r : 年 利 率 石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針第58に定める率

A u = M u × f × {(A - b) - E} …… 伐期収入 (前述 (3) 参照。)

D n = M n × f × {(A - b) - E} …… 林令 n 年における間伐収入 (市場価逆算)

{D n (1 + r)^{-n} + ……} …… 各年度における間伐収入合計額の慣行伐期時における換算額

(B + V) { (1 + r)^{-m} - 1 } …… 当該立木の現在から伐期までの地価及び管理費の後価合計額

1 / (1 + r)^{-m} …… 分子の前価額

#### (5) 伐期未到達で市場価格のない立木の伐採除却費

北陸各県の幼令林の伐倒費又は地ごしらえ時の伐木費の標準的なものを調査し決定する。

#### (6) 伐期未到達で市場価格のない立木の発生材価格

北陸地方において伐期未到達で市場価値のない立木の伐採による発生材は、利用価値がほとんどないため現場放棄されるのが実情であること、また、現場放棄されないとしても、自家用の薪とする程度の利用状況であることから、発生材については考慮

しないこととする。

## (7) 適正な管理が行われていない立木の補償

### ① 算定方法及び補正の適用について

適正な管理が行われていない放置山林等の立木については、次式の算定式により補償額を求めるものとする。

補償額 = 適正な管理が行われている立木の補償額 × 管理程度補正率

適正な管理が行われていない放置山林等とは、概ね10年以上管理（間伐等）を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい、次のa, bのいずれにも該当する場合とする。

a. 「下刈り、枝打ち等が充分に行われていない状況」

b. 「当該立木の1ha当たりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況」

管理程度補正率の算出は、当該立木が適正な管理がなされていたと想定される林令までに要した造林費、地価管理費等の後価合計額を、適正な管理がなされている場合に当該林令までに要する造林費、地価管理費等の後価合計額で除して求めるものとする。

$$\text{管理程度補正率} = \frac{(B+V)\{(1+r)^n-1\}+C_1(1+r)^n+C_2(1+r)^{n-1}+\dots+C_n(1+r)}{(B+V)\{(1+r)^m-1\}+C_1(1+r)^m+C_2(1+r)^{m-1}+\dots+C_m(1+r)}$$

B : 地 価 前述(1)参照

V : 管理費資本 前述(1)参照

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>……C<sub>m</sub>: 初年度、2年度……m年度に要した造林費

n : 直近の管理時点における林令

m : 当該林令

r : 年 利 率 損失補償基準の運用方針第58に定める率

## ② 補正にあたっての調査算定方法について

管理程度の補正は植栽本数及び林令に応じて適用するものとする。

植栽本数の調査は、事業用地内に存する本数を基に1ha当たりの植栽本数を求めるものとする。また、調査区域が当該山林の標準的な植栽本数を算出するのに不相当である場合には、別途、当該山林の標準的な植栽本数が確保される位置で約10m四方(100m<sup>2</sup>程度)の調査を行うものとする。

例) 事業用地：181.43m<sup>2</sup>、事業用地内に存する本数：24本の場合  
1ha当たりの植栽本数  $24 \text{本} \times (10,000 \text{m}^2 \div 181.43 \text{m}^2) \div 1,322 \text{本}$

林令の調査は、権利者等(※)からの聞き取り等を基本に調査を行うものとする。

なお、都道府県が整備している森林簿等の写し等の資料を可能な限り入手に努めることとし、また、権利者が森林組合の組合員である場合には組合が保管している投下経費明細票等の写しを入手し、これら資料により適正に判断するものとする。

※ 権利者等とは、地元有識者(過去からの植林経緯や山林の管理等で事業に精通している者)をいう。

## (8) 石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準第38条第2項に定める損失額

通常妥当と認められる伐採方法、伐採時期等を選定できないこと等による事業費の増加額及び市場価格の低下額を補償する。

損失額 = 事業費増加額 + 市場価格低下額

事業費用増加額 =  $Mm \times f \times E \times \alpha$

市場価格低下額 =  $Mm \times f \times (A - b) \times \beta$

A : 素材の最寄り市場単価 前述(2)参照

b : 市場手数料 前述(2)参照

E : 事業費 前述(2)参照

f : 利用率 前述(2)参照

Mm : 材積 前述(2)参照

$\alpha$  : 費用増加率 関係機関の意見等を勘案し、その割合を30%とする。

$\beta$  : 価格低下率 関係機関の意見等を勘案し、その割合を20%とする。

## 5. 用材林の廃材処分費について

用材林伐採時において、枝打ち等により発生する枝条部の処分については、原則として、廃材処分費を計上しないものとする。

ただし、放置することにより、環境に影響を及ぼすような場合等で廃材の処分を要するときは、専門業者からの見積を徴する等して、廃材処分費を計上できるものとする。

## 6. 天然生林の算定基準

$$\begin{aligned} (1) \text{ 取得補償額} &= \text{損失補償基準第16条第3項(2)による額} \\ &= \text{損失補償基準第38条第1項(2)イによる額} \\ &\quad (\text{伐期における当該立木の価格の前価額(※)}) \\ &= 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (2) \text{ 伐採補償額} &= \text{損失補償基準第38条第1項(2)による額} \\ &= \text{伐採除却費} + \text{伐期における当該立木の} - \text{発生材} \\ &\quad \text{価格の前価額(※)} \\ &= \text{伐採除却費} \end{aligned}$$

## 7. 用材林補償金額算定

別添5立竹木調査算定様式により補償金額を算定するものとする。



